

個人情報取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、個人情報が慎重に取扱われるべきものであることに鑑み、本会が保有する個人情報の適正な取扱いに関する事項を定めることにより、事業の円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守し、町内会活動において個人情報の適正な利用と保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 本会は、この個人情報取扱規程を、会員登録時（町内会費集金時）等少なくとも年1回は会員に周知するものとする。

(管理責任者及び取扱者)

第4条 本会における個人情報の管理者責任者は会長とし、その取扱者は役員及び班長とする。

(取得)

第5条 本会は、「会員登録用原紙」「入会届」「アンケート」などにより、会員又は会員になろうとする者からその個人情報を取得するものとする。

2. 本会が会員等から取得する個人情報は、会員名簿作成に必要な“氏名”“住所”“電話番号”のほか、災害時における避難支援活動に必要な“性別世帯数”など、その他活動の目的に必要な情報で、会員等が同意する事項とする。

(同意の取消し)

第6条 会員は前条に基づき取得に同意した場合でも、その後の事情により個別の事項または全ての事項について同意を取り消すことができる。

2. 前項の申し出があった場合、直ちに該当の個人情報を破棄又は削除しなければならない。但し、会員名簿等としてすでに配布しているものは削除の連絡でこれに替える。

(利用)

第7条 本会が保有する個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 回覧物の配布、会議開催、緊急時の連絡・訪問・文書の送付など
- (2) 町内会会員名簿及び地図の作成
- (3) 会員相互の親睦の醸成、会員の福利増進、安全・安心で住み良い町づくりの活動
- (4) 町内会費、慶弔費、通信費等の対象者の把握
- (5) 災害時における避難行動・要支援者の支援活動、日常の見守り支援活動

(管理)

第8条 取得した個人情報は、会長又は会長が指定する役員が保管し、適正に管理する。

2. 会員名簿データはセキュリティ対応 USB メモリーにて一括管理し、配布された名簿は個々

の役員が適正に管理する。

3. 不要となった個人情報 は適正かつ速やかに廃棄及びデータを消去する。

(提供)

第9条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、予め本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合

(4) 国の機関若しくは東京都、町田市、又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合

(5) 個人情報のうち役員に関するもので、町田市、町内会、自治会連合会、又はこれからに準じる公共目的の団体・学校が町内会に関する事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合

附則 この規程は、2022年6月18日より適用する